

第3次

# 八尾市人権教育・啓発プラン

まちづくり  
人にやさしく  
人がやさしく



2026(令和8)年3月 八尾市

表紙絵のデザインには、人権啓発の催しである「ひゅーまんフェスタ」のマスコットキャラクター「ひゅーペン(Hyupen)」を用いております。

「ひゅーペン」は地球に生きるすべての人の人権をまもるために、じんけんだいじに星（せい）からやってきました。

2011（平成23）年の「ひゅーまんフェスタ10周年」を記念して、「ひゅーまんフェスタ」をもっと身近に感じていただき、人権を大切にする（人を大切にする）ことを広く伝えていくため、公募によって生まれました。

## 「第3次八尾市人権教育・啓発プラン」の策定にあたって



このたび、第3次人権教育・啓発プランを策定しました。

本市では、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、市民の皆様とともに2016(平成28)年に「第2次八尾市人権教育・啓発プラン」を策定しました。2021(令和3)年には中間見直しを行い、市民一人ひとりが人権を自分自身の課題としてとらえ、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、すべての人の人権に配慮した行動がとれるよう、人権意識の高揚にかかるさまざまな取り組みを進めてまいりました。

今回の策定にあたっては「第2次八尾市人権教育・啓発プラン」の考え方を継承し、2024(令和6)年度に「令和6年度人権についての市民意識調査」を実施し、人権についての現状や市民の人権意識等の把握を行うとともに、2025(令和7)年6月に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」での、デジタル社会への対応や複合差別の解消などの課題を踏まえながら、人権に関する法制度や新たな課題への対応等を反映いたしました。

2025(令和7)年度には、「八尾市第6次総合計画後期基本計画」がスタートし、「誰一人取り残さない」というSDGs(持続可能な開発目標)で示された理念のもと、一人ひとりの人権が尊重され、差別のない、ともに認め合い、すべての生活領域で誰一人取り残されることなく安心して暮らすまちづくりをめざしています。

今後は、今回策定した本計画に基づき、すべての人の人権が尊重される社会の実現に向け、施策のさらなる推進に努めてまいり所存です。皆様におかれましては、より一層のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心なご議論を賜りました八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました皆様に、心より厚くお礼を申し上げます。

2026(令和8)年3月

八尾市長 **大松 桂右**

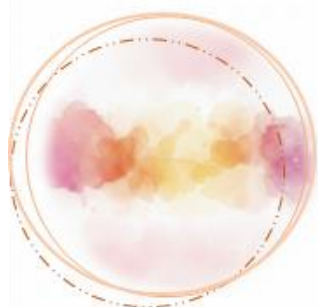
# 目 次

序章 .....	1
第1章 基本的な考え方.....	2
1. 人権とは .....	2
2. 人権教育・啓発とは .....	3
3. 人権教育・啓発をめぐる背景 .....	3
(1) 国際的な動き .....	3
(2) 国内の状況 .....	6
(3) 八尾市のこれまでの取り組み .....	8
4. 計画の位置づけ .....	9
5. このプランのめざすもの（基本理念） .....	11
6. 大切にしたい視点 .....	12
7. 計画の目標年次 .....	13
第2章 第2次八尾市人権教育・啓発プランの実績と課題 .....	14
1. あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進 .....	14
(1) 学校等での取り組み .....	14
(2) 職場での取り組み .....	18
(3) 地域での取り組み .....	20
2. 人権教育・啓発を進めるために .....	23
(1) 総合的かつ効果的な推進体制の充実 .....	23
(2) 進行管理と評価の実施 .....	23
第3章 第3次八尾市人権教育・啓発プランにおける目標等 .....	26
1. 目標 .....	26
デジタル社会に対応した人権意識の醸成と情報発信の強化 .....	26
多様性を尊重する社会の実現と複合差別の解消 .....	27
地域・職場・学校における人権教育・啓発の推進と連携強化 .....	28
2. 第3次八尾市人権教育・啓発プラン体系表 .....	30

第4章	さまざまな人権課題への取り組み	32
1.	女性の人権	32
2.	こどもの人権	35
3.	高齢者の人権	39
4.	障がい者の人権	42
5.	部落差別（同和問題）	45
6.	外国人の人権	50
7.	インターネット上の人権	54
8.	特定の疾患がある人の人権	57
9.	性的マイノリティの人権	60
10.	刑を終えて出所した人の人権	62
11.	犯罪被害者等の人権	64
12.	その他の人権	67
	(1) 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の人権	67
	(2) ホームレスの人々の人権	68
	(3) アイヌの人々の人権	69
	(4) その他	70
第5章	あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	71
1.	学校等での取り組み	71
	(1) 就学前における人権教育の推進	71
	(2) 学校における人権教育の推進	73
	(3) こどものいじめ防止等の取り組みの推進	78
	(4) 保育・教育関係職員への人権研修の推進	80
2.	職場での取り組み	82
	(1) 企業等における人権啓発の推進	83
	(2) 特定職業従事者(市職員等)に対する人権啓発の推進	86
	(3) 特定職業従事者(福祉関係者)に対する人権啓発の推進	89
	(4) 特定職業従事者(保健・医療関係者、消防職員)に対する人権啓発の推進	91
3.	地域での取り組み	93
	(1) 地域に根づいた人権教育・啓発の推進	93
	(2) 家庭における人権教育・啓発の支援	98

第6章 人権教育・啓発を進めるために	102
1. 総合的かつ効果的な推進体制の充実	102
(1) 相談体制の充実	102
(2) 相互理解と交流の推進	104
① 地域の支えあいや見守りあいを活かした人権課題の解決の促進	104
② 多様な人が地域で活躍し交流できる人権教育・啓発の推進	105
③ 権利としての人権教育の支援	105
④ 多文化共生と国際交流の推進	106
(3) 人権教育・啓発活動の充実	110
① 総合的な情報提供の推進	110
② 市民に伝わる人権教育・啓発手法の開発	110
③ 指導者の育成	110
(4) 市民や各種団体等との協働・連携	116
① 市民との協働	116
② 各種団体等との連携	116
③ 国・大阪府・他の市町村との連携	117
④ 庁内推進体制の充実	117
2. 進行管理と評価の実施	120
(1) 定期的な調査・効果測定の実施	120
(2) 進行管理と評価の充実	121
団体紹介	122
用語解説	128
参考資料	144

※第5章・第6章の「主な取り組み」の「庁内関係課」は2026(令和8)年度組織機構改革による担当課名称を記載しています。



## 序章

本市では、2001(平成13)年に、「八尾市人権尊重の社会づくり条例」を制定し、人権が尊重され、共に認め合い、幸せに暮らせる社会づくりに取り組んでまいりました。

2021(令和3)年度からはじまる「八尾市第6次総合計画」(以下「第6次総計」という。)では、まちづくりの目標の1つに「つながりを創り育て自分らしさを大切にしようまち」を掲げ、人権尊重のまちづくりを進めています。

また、2025(令和7)年6月6日に閣議決定された「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」<sup>P135</sup>との整合性に留意し、その趣旨を踏まえた取り組みを行ってまいります。

「八尾市人権教育・啓発プラン」は、同条例に基づく八尾市人権尊重の社会づくり審議会から「人権意識の高揚を図るための施策」及び「人権擁護に資する施策」を総合的に推進するための方策について、2003(平成15)年10月に答申を受け、2006(平成18)年3月に策定後、2016(平成28)年3月に「第2次八尾市人権教育・啓発プラン」(以下、「第2次計画」という。)を策定しました。

第2次計画においては、市民一人ひとりが人権を自分自身の課題としてとらえ、人権を尊重することの重要性を正しく認識し、すべての人びとの人権にも十分に配慮した行動が取れるよう、人権意識の高揚にかかる施策を推進していくこととし、取り組みを進めてまいりました。

2020(令和2)年度には、本計画の策定から5年が経過することから、社会情勢の変化や法制度の整備、新たに発生している課題等への対応、市の総合計画をはじめとする関係計画等との整合性を図るため、本計画の見直しを行い、「第2次八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)」を策定しました。

また、2024(令和6)年度には、本市において「令和6年度人権についての市民意識調査」を実施し、人権についての現状や市民の人権意識等の把握を行いました。

そして、2025(令和7)年度には、本計画の改定から5年が経過することから、新たな人権課題に対応するため、第2次計画(改定版)の見直しを行い、「第3次八尾市人権教育・啓発プラン」(以下、「本計画」という。)を策定しました。

本計画の策定にあたっては、「八尾市人権教育・啓発プラン策定審議会」(以下、「本審議会」という。)を設置しました。本審議会では、学識経験のある委員や人権関係団体から選出された委員、市民委員などの参画のもと、ワーキング部会を設置し、ワークショップ形式を取り入れ、市民との協働で計画の策定に取り組んでまいりました。

今後も引き続き、人権を尊重するまちづくりの実現に向けて施策を総合的に推進し、市民一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に向けて、本計画の推進に努めてまいります